

長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会 要点録

(令和5年度第2回)

開催日時 : 令和5年10月26日(木)午後3時30分～午後4時45分

開催場所 : 市役所本庁舎 1階 多目的ルーム1・オンライン

出席委員 : 京樂委員、石倉委員、磯崎委員、高森委員、平井委員、廣部委員、本田委員、森川委員、
山岡委員、山本委員

欠席委員 : 伊藤委員、大杉委員、北川委員

事務局 : 市民協働部長、市民協働部次長兼人権施策推進課長、人権施策推進課職員3人

議 事 : 議事第1号 長浜市パートナーシップ宣誓制度について

1. 開 会

2. あいさつ (市民協働部長)

3. 議 事

議事第1号 長浜市パートナーシップ宣誓制度について

資料(2頁～26頁)について、事務局から説明

【質疑・意見交換】

(委員)

他市と連携協定締結していない場合、他市に転出したときに転出先での受け入れは可能なのか。また協定の予定はあるのかどうか。また、県をまたいでの協定は可能なのか。

(事務局)

一般的に転入をするときには転入届を提出して住民票を移すが、パートナーシップ宣誓にかかる異動に関しては連携協定を結ぶ形で考えている。滋賀県でも来年度以降にパートナーシップ宣誓制度の検討することを発表したため、県内での市町との連携協定等もできればと考えている。県をまたいでの協定についても可能だと考えている。

(委員)

パートナーシップ宣誓制度について事実婚の方は対象となるか。

(事務局)

当市では、資料24頁のQ&A問5番目に「事実婚の方も宣誓できますか。」といった質問の答えにあるように事実婚の方は婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々が直面している状況とは異なると考えますので、今回のパートナーシップ宣誓制度の対象とはしていません。もしも今後、事実婚の方も様々な問題が出てきた場合は、適宜要綱の修正等をしていきたい。

(委員長)

資料13・14頁の受領証カードについて、「提示を受けられた方は～、本制度を利用する方の性的指向・性自認、本制度を利用していることについては、本人の同意なく、正当な理由なしに口外しないでください。」との文章3行は必要なのか。私は不要だと思う。性的マイノリティに関する知識のない人が、このカード提示を受けてその文章を読んで、「性的指向・性自認とは何なのか」と当事者に聞くかもしれない。中には答えられる人もいるか

もしれないが、答えられない人もいると思う。この 3 行の部分が記載されていることによって、かえって人権侵害が起こってしまうのではないかと心配がある。実際には、利用手引きの中にもその説明が記載されていて、当事者に対するサポートができていていると感じているが、この 3 行または下からの 2 行を取ってはどうか。ご検討いただければと思う。

(委員)

性的マイノリティの方も含めて多様な価値観・生き方を認める社会実現のため当事者のことを受け入れる、そして当たり前のように認めるためのものと理解したうえで質問です。資料 4 頁の第 3 条(5)の部分で、「近親者の関係にないとのこと」を記載しているが、おそらく公的に役に立つサービスを利用したい方は既に養子縁組をしていると思う。もしも、養子縁組またはパートナーシップ宣誓制度との両方がある中で、養子縁組を選ばれたならそれで良いが、まだパートナーシップ宣誓制度がなく養子縁組しか手段がなくて養子縁組を選んだ。しかし本当はパートナーシップ宣誓制度を選びたかったという方もいると思う。養子縁組をしている方もパートナーシップ宣誓制度を利用できると良いかなと思うが、難しいか。

(事務局)

先ほどの第 3 条(5)についてだが、ただし書きがあり、お二人がパートナーシップの関係に基づく養子縁組をされている場合はパートナーシップ宣誓制度を利用できるようにしている。

(委員)

資料 26 頁の表にて、住民票の続柄を「縁故者」として記載することができるとのことだが、その方が亡くなったときに特別親しい関係にある人は「特別縁故者」という。縁故者は、世帯主から遠い親族にある人とされているが「縁故者」と「特別縁故者」との違いは何か。また、生きていときに、緊急手術に立ち会えないことや看取りができないときの弊害が実際出た方もおられるが、特別縁故者または縁故者にしておくと、そういった立場も認めてもらえるのか。病院に関しても長浜市の市民病院は認められているものの、そういったことを認めていない病院には入れないのかといった問題も出てくるので、行政サービスの担当課によっても様々な捉え方があるのではないかと思います。

(委員長)

法律的なことだが、住民票の記載についてどうなるか当事者が 1 番困ったり不都合を感じたりする部分なので確認しておいてほしい。

(事務局)

住民票の続柄の記載内容について再度担当課へ確認する。

(委員)

住民票の続柄に記載されるならば、もしも自然消滅になった場合住民票の続柄変更等、パートナーシップ宣誓を解消する場合の手続き方法についてもあらかじめ決めておかなければならない。人権問題に関わることなので、その一環で必要かなと思う。

(事務局)

先日の人権尊重審議会の方でも、何かあったときに対応できないといけないため、解消についてもあらかじめ考えておいた方が良いのではとご意見をいただいております、そういったことも掲載する等検討していきたい。

(委員)

自然消滅ならまだ良いが、片方は解消したいまたは解消したがトラブルがあったとき、異性の法律の結婚であっても解消するのに揉めることがあるので、パートナーシップ宣誓制度でもその両方で、双方が解消するとすんなり言えたら問題ないが、言えなくなった後に不正に繋がらないような取り組みをどうしていくかについても検討していただければと思う。

(委員長)

次に事務局からの説明があったとおり「長浜市パートナーシップ宣誓の取り扱いに関する要綱」との名称についていかがか。

(委員)

個人的には「宣誓」でよいかなと思う。私は「宣誓」と聞くとおそらく神様に宣誓して、「この方と結婚します」と言うイメージを持っている。「宣言」だと、一方的に宣言するみたいな印象がある。今回の制度は、長浜市の公的サービスを使うために、長浜市長に「パートナーシップ宣誓をします」と言うイメージを持っている。

(委員)

「取り扱い」と聞くと、取り扱い説明書をイメージしてしまう。物のイメージがあり、取扱注意だと感じてしまうため「～に関する」の方が良いと思う。

(委員)

やはり長浜市パートナーシップ宣誓により利用可能となる主な行政サービスの部分で宣誓をすることによって何が受けられるのかというところが大事だと思う。できるだけ広くお願いしたいところ。もし長浜市でできた場合、長浜市民病院以外のところでも同じように受けられるのか。

(事務局)

大きな手術の同意書については、市民病院に聞き取りに行ったところ、その部分については少し難しいなという雰囲気だった。認めてもよいが、その他に親族がいた場合、揉める要素となり得るといったことがあり、なかなか難しい模様。

(委員)

しかし、パートナーシップ宣誓制度ができることによって、よりこの表を充実させるための努力はしていただく必要があると思うので、先程は病院だけで挙げたが、病院以外のところでも、少しでも多くのところで、活用できるようにしていただけるようお願いしたい。

(事務局)

この表に、利用できそうなサービスをあげているが、今後、他の課も更にできることが出てくるかもしれない。その辺りは、来年の4月がゴールではなく、そこからまだまだ広げていきたいと考えている。

(委員)

逆に、例えば宣誓はしたくないが、行政のサービスや法律上のメリットを受けたい人に対して何か例えば先ほどの養子縁組ならば、家族として認められるということなので、こういったサービスが受けられる等の案内や何かフォローするようなものはあるのか。

(事務局)

そういったことを、手引き書でのQ&Aや相談部分でも情報として掲載できたら良いなと考えている。

(委員)

私は、宣誓ではなく届出にしておく方が良いと思っていたが、資料の記事を拝見し、「宣誓式が終わると、とても祝福されて、実感が湧いた」と当事者の声が書かれており、宣誓することによって当事者にとっては、カミングアウトも含めて、自分の存在や自分の愛のあり方の思いを表明できたのだと、前向きにこの記事から受け止めた。

ただ婚姻届に関して言うと、婚姻届を提出するときに「宣誓をしろ」と言われたことも、市長に宣誓することもないので、今回の宣誓で市長に宣誓することを懸念している人もいると思う。しかしパートナーシップ宣誓書は婚姻届のイメージから来ているかもしれないが、単なる届け出ではなくて、宣誓することに意味があると思う。その部分については当事者の感じ方も聞いた方がよいと思う。また婚姻届にイラストやキャラクターが書かれているもの

があるように宣誓書等にも何かもう少し明るいイメージができるものがあると良いと思う。

(委員)

当事者に話を聞く機会については調整中か。

(事務局)

県を通じて、当事者からのお話を聞けそうだというお話もいただいているところ。また、11月12日のは～とふるフォーラムに当事者の方をお呼びして講演していただく予定をしている。

(委員)

本来はこの場に当事者の方を招いて意見を伺いながら進められるとより良いと思う。当事者がいない場面でのようなサービスや支援が必要かと話している時点でそもそもの観点がずれている場合もあるかもしれない。そのためにも当事者本人たちがこういった支援があれば応援してもらっている、または認めてもらっていると感じるといった意見をどこかに入れた方が良いかと思う。

(委員長)

私もそう思うので、ぜひこの26頁の表をより詳しく増やすときに当事者にもご意見いただきたいと思う。

(委員)

先程説明の冒頭でパートナーシップ宣誓制度の定義との中で当事者を応援するものであると言っていたが、そういったスタンスがとても重要だと感じるし素敵だと思う。何かを決めるときに、この内容は当事者を応援しているだろうかといったところに立ち戻る、全部そこに照らし合わせてほしいと思う。

(委員)

ちなみにファミリーシップ制度等、次の段階はどうなっていくかと期待もされると思うので、後々はファミリーシップ制度等も含められると良いと思う。

(事務局)

ファミリーシップ制度についても検討をしていたが、子どもの人権の視点から、なかなか難しいこともあるとの話があり、一概に子どもの幸せは何かと考えたときに、大人の思いだけで子どもを巻き込んでしまってもよいのかといった声もあるため、その辺りは慎重に進めていきたいと思っている。今後、そういったことも必要であるとの声が多く聞こえてきたら、要綱等も「ファミリーシップ制度」を含めさせていただくことも考えている。他市の方も最初はパートナーシップ制度として進めておられ、その後に改訂してファミリーシップ制度も含めていった市が多くあるため、そのような形にできれば良いなと思っている。

(委員)

このパートナーシップ宣誓制度を進めるにあたり、ここからがスタートであって、やはり進めていくうちに様々な課題が見えてくると思うので、そこからどんどん変えていけるとよいかなと思う。もう一点、パートナーシップ宣誓制度を進めていくにあたって、自分自身も知識が全然足りていないと思うので、市民の皆さんにも理解が浸透するよう、そういった勉強ができる機会を増やすとよいと思う。

(事務局)

事務局の方としても、まだまだ市民の皆さんにとっても理解ができてない人やその言葉自体もわからない人もいると思うので、その辺りを地道に広げていきたいなと思っている。来年度も、当課の人権連続講座や長浜市パートナーシップ推進協議会での研修会やセミナーの中でも、こういった性的マイノリティの人権として、勉強できる場を作っていけたらなと考えている。

(委員長)

では、議事第1号第1号の長浜市パートナーシップ宣誓制度について承認してよろしいか。

【承認】

それでは、承認されたということで、これで本日予定していた議事が終わりましたので、事務局へお返しします。
本日は、活発なご意見をいただき、ありがとうございました。

(事務局)

議事の進行ありがとうございました。本日ご審議いただきましたご意見を活かし、施行までのスケジュールに基づいて進めてまいります。

4. 閉会

市民協働部次長兼人権施策推進課長あいさつ